

あきる野市役所におけるキッチンカー出店者募集要項

(令和5年7月分から令和5年9月分まで)

【本格実施に向けての試行】

1. 目的

市役所利用者の利便性向上及びコロナ禍における市内飲食店の販売機会の増加等を目的として、市役所の敷地の一部を有料でキッチンカー事業者(以下「事業者」という。)に使用させ対面式の販売方法で飲食物を提供する。

2. 概要

(1) 出店場所

あきる野市二宮350番地

あきる野市役所本庁舎東側の一部スペース(市指定の場所)

(2) 面積

1区画(車両1台) 約40㎡

(3) 出店形態

保健所で許可を受けたキッチンカー(移動式販売車)によるもの。

(4) 販売品目

酒類を除く飲食物で、保健所から食品衛生法に基づく適切な営業許可を得ているものに限る。(調理行為を伴うものに限る。製造済みの弁当販売などの物販行為は対象外。)

テーブル、椅子等の使用は認めず、テイクアウト販売に限るものとする。

(5) 出店期間

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの毎週月曜日

(月曜日が祝祭日の場合は翌火曜日を出店日とする。)

※シフト制により、予め許可を受けた日に出店することができる。

(6) 出店時間

午前10時から午後3時まで ※準備、片付時間を含む。

※ただし、午前11時から午後2時までは必ず営業すること。

※公用または公共用に供するため出店不可とする場合がある。(例:選挙)

(7) 出店料

1日150円(出店日の翌月、納付書により現金納付)

(8) 出店に係る費用

出店に係る食器や原材料等の費用は、出店者の負担とする。

3. 応募資格

個人事業主または法人で、市税の滞納がなく、次の(1)～(9)の項目を全て満たす事業者であること。

(1) あきる野商工会会員であること。

(2) 出店申込者本人名義のキッチンカーを所有していること。

(3) キッチンカーによる販売実績があること。

- (4)調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること。
- (5)生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。
- (6)市内に事業所(実店舗)があり、該当する各種証明書の提出ができること。

【個人事業主】

- ①市内に居住する場合:市民税の納税証明書または非課税証明書
- ②市外に居住する場合:市民税(事業所課税)の納税証明書または住所地の非課税証明書
- ※①②のいずれも提出ができない場合は、直近の確定申告書及び収支内訳(決算)書の控え
- ※開業して1年未満の場合は、あきる野市内の住所地が確認できる開業届の控え

【法人】

法人市民税の納税証明書

※事業年度が到来していない場合は、法人設立(設置)届の控え

- (7)国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9)出店者及び出店にかかわる者が暴力団関係者、反社会的勢力等ではないこと。

4. 出店上の留意事項

- (1)施設内の電気設備、水道設備、排水設備の使用は原則として認めない。発電機等は出店者にて用意すること。
- (2)火器又は発電機を使用する場合は、消火器等を必ず備えること。また、安全対策を万全にし、事故防止に努めることとし、必要な措置を講じること。
- (3)施設の利用者及び近隣住民等の迷惑にならないよう努めること。また、音響設備の使用は認めない。
- (4)車両の移動及び配置に際しては、歩行者及び他の車両等との事故がないよう万全の注意を払うこと。また、点字ブロックの周囲に駐車したり物を置いたりしないこと。
- (5)新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- (6)閉店後は、清掃、片付けを行った上で、あきる野市役所総務課にその日の売上報告をすること。
(出店に係るごみは出店者自身で処分すること)
- (7)荒天等により出店をとりやめる場合などは、事前にあきる野市役所総務課に連絡すること。
- (8)出店による事故、苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
- (9)行政執行上の理由により、出店場所の使用ができなくなった場合、販売中止の指示に従うこと。
- (10)出店に伴い発生した損害について、一切の責任を負うこと。
- (11)本事業について、アンケートその他の照会をする場合や、所轄の消防署による点検が実施される場合は、これに応じること。
- (12)本要項に規定する内容のほか、地方自治法、あきる野市行政財産使用料条例等の関係法令に違反した場合、出店許可を取り消す。

5. 申込方法

- (1) 申込期限 令和5年5月31日(水)午後5時まで
※郵送可(ただし、5月31日の午後5時までに**必着**のこと)

(2) 申込書類

- ① 出店申込書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 出店希望日程表(出店可能な日に○をつける)
- ④ 調理営業に必要な許可書等の写し(保健所からの営業許可書の写し等)
- ⑤ 販売に使用するキッチンカー等の写真(ナンバープレートが確認できるもの)
- ⑥ 出店時のメニュー、価格、及び料理写真のデータ
- ⑦ PL 保険加入者証コピー

(3) 申込書類配布、提出先

あきる野商工会

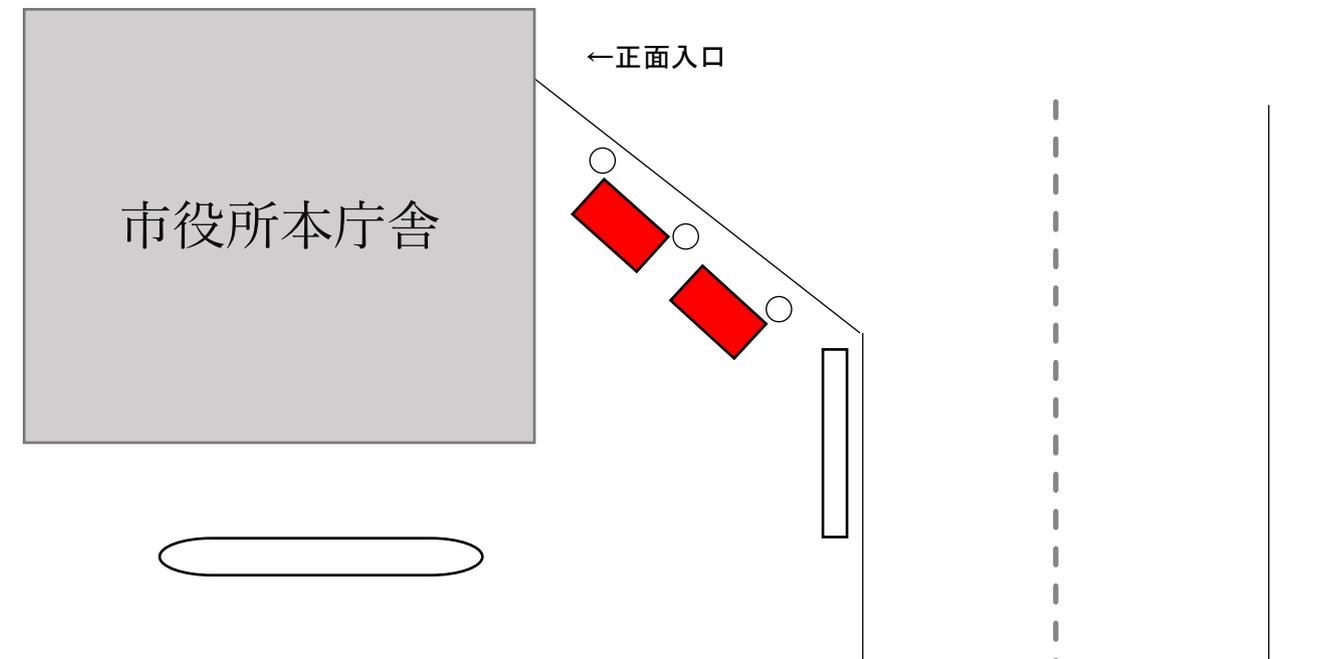
〒197-0804 あきる野市秋川1丁目8番地 あきる野ルピア3階 電話 042-559-4511

※午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

(4) その他

申込者多数の場合は、あきる野商工会にて調整した上で出店日時を決定、通知する。

6. 出店場所地図(イメージ)※現状にあわせ変更となる場合もあります。



五日市街道